

8 August 2022 Nabeshima Labor management

改正育児・介護休業法の施行に合わせて、健康保険法の改正により、令和4年（2022年）10月から育児休業中の社会保険料の免除要件が見直されます。

（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令3.6.11 法律66）
 新たな免除要件は施行日（令和4年10月1日）以後に開始する育児休業等について適用されます。



1. 同月内に短期間(14日以上)の育児休業等を取得した場合にも、当月の保険料が免除になります

これまで、月末をまたぐか否かで保険料が免除されるか否かが決まるという不公平が発生していました。

① 「月末時点」で育児休業等を取得していれば、その月の保険料は免除されます。（改正なし）



② 開始月の「月末時点」に育児休業等を取得していなくても、「同一月に14日以上」の育児休業等を取得する場合は、その月の保険料が免除になります。

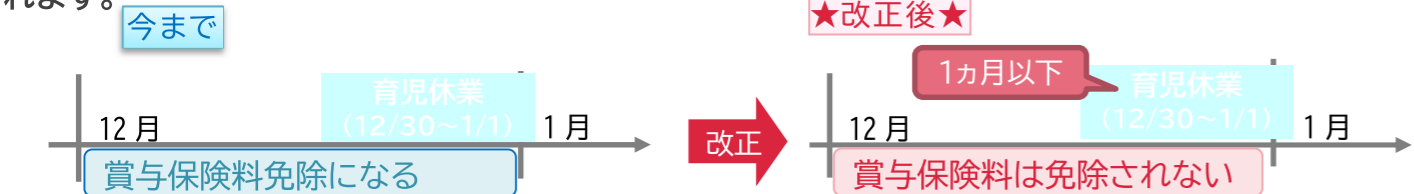


育児休業等日数の考え方

同一月内に開始日と終了日の翌日が共に属する複数の育児休業等がある場合の合計育児休業等日数は、それぞれの日数を合計し、出生時育児休業等により、（労使間で合意した上で）休業中に就業した場合には、就業日数を除いて計算します。※災害や突発的な事態への対応等、一時的・臨時的な就労については、育児休業等日数より除く必要はありません。

2. 賞与に係る保険料については、育児休業の期間が暦日で1ヵ月超の場合に限り、免除になります

「連続して1ヵ月超」かつ「月末時点」に育児休業を取得している場合にのみ賞与保険料が免除されます。



育児休業期間が1ヵ月以下であっても、「月末時点」に育児休業を取得している場合、賞与保険料は免除されました。

連続して1ヵ月を超えていないので、賞与保険料は免除になりません。

本改正は「1ヵ月超」の場合が対象のため、育児休業等期間がちょうど1ヵ月の場合（例えば11月16日から12月15日までの場合）は、賞与保険料は免除になりません。

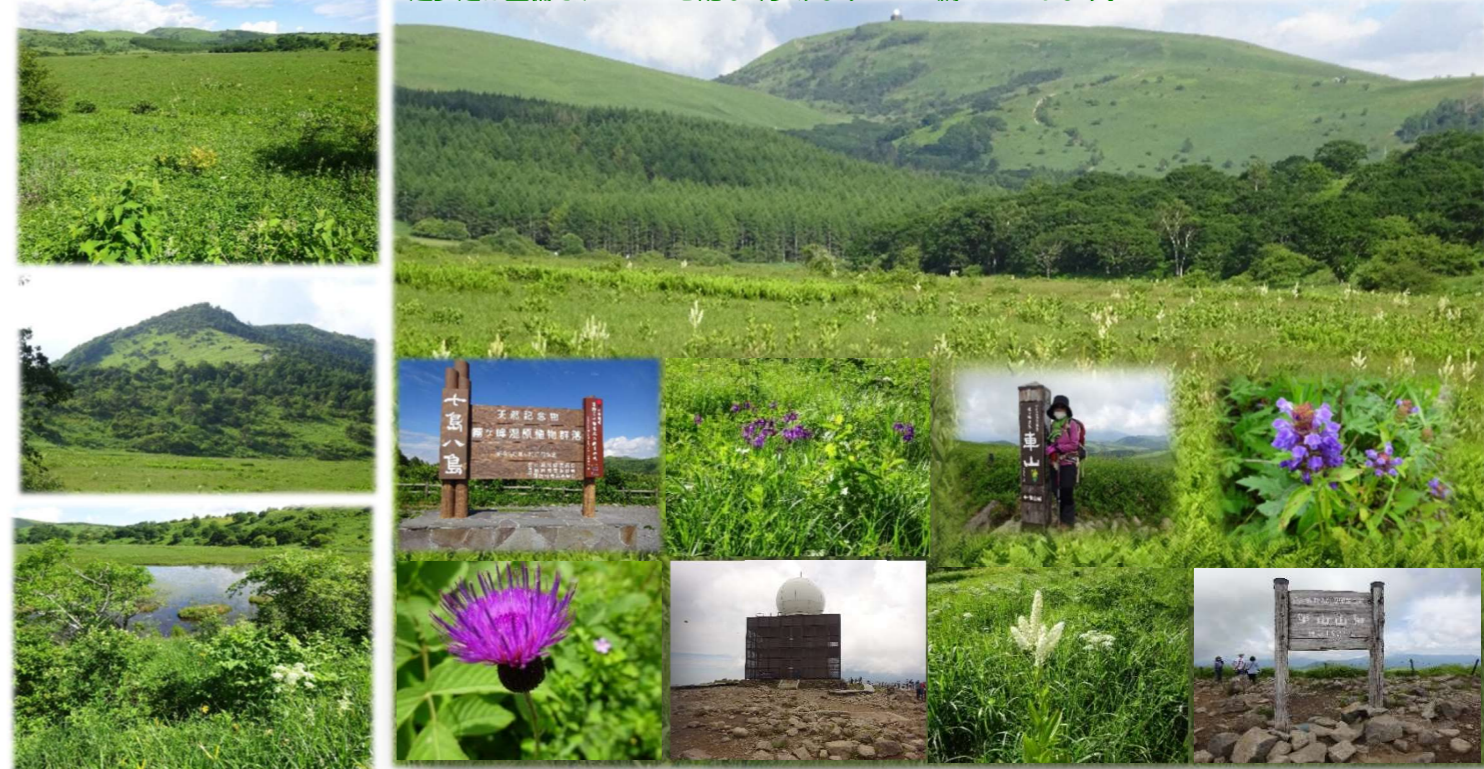
《筆者：山本》

お知らせ

- 2022.8月 社会保険適用拡大の対象事業所に「特定事業所該当事前のお知らせ」が届きます。
 2022年10月1日より、厚生年金保険の被保険者数が100人超の事業所では、「週の所定労働時間が20時間以上であること」等の一定の要件を満たしたパートやアルバイトも、社会保険加入の対象となります。
- 2022.10.1～ 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります。
 75歳以上の後期高齢者医療制度の方の医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上（単身世帯の場合）の方が2割負担の対象です。
- ◆夏季休暇
 誠に勝手ながら8月13日(土)~16日(火)まで夏季休暇とさせていただきます。
 ご不便をお掛けしますが、よろしくお願い申し上げます。

自然との共生

長野県の「霧ヶ峰」の車山コースを歩いてきました。高原で7月~8月が最適です。ニッコウキスゲ、シモツケソウ、ハクサンフクロ等が咲き誇り「すごい、きれい…」の連発でした。遊歩道は整備されていて心配なく歩けますのでお勧めいたします。



私のひとこと

安倍晋三元首相が演説中に銃で撃たれその場で死亡。このニュースを耳にしたとき、もしかして暗殺...?と頭をよぎりました。総理大臣として在任期間が長く活躍を認めるところもありますが、負の部分も大きな問題になりました。今も解決に至っていない「森友・加計問題」、鑑定価格9億円以上の国有地を実質200万円という額で売却した事実。この件について近畿財務局勤務の赤木氏が自ら命を絶ったにもかかわらず、故安倍氏の関与は問題になっていません。そして財務省は14件の決裁文書を改ざんし、官僚による公文書の書き換えが行われたのです。また、「桜を見る会」も税金の私物化が問題になりました。故安倍晋三氏の地元支援者が多く招待され、招待者の選考基準が公正にされず、税金の私物化が問われたのです。安倍晋三元首相の国葬を行うということであれば国民に意見を聴いて欲しいと思います。故赤木氏のご家族の想いを思うと涙が止まらないのが実情です。
 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します
 社会保険労務士法人 鍋島事務所
 〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2
 TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298
 ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>
 E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp